

## 自殺対策の条例に関する正副委員長骨子案（9月30日健康福祉委員会後修正）

5/22 提案資料	正副委員長骨子案	説明
<p><b>【題名】</b> 仮称 自殺の防止に関する条例</p>	<p>(仮) 川崎市自殺対策の推進に関する条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の目的と内容に合わせる。</li> </ul>
<p><b>1 条例提案の背景</b></p> <p>我が国の自殺者数は例年、3万人前後で推移している。政府は平成20年に自殺者数と交通事故死者数との比較調査結果をまとめたが、それによると、前者は後者の6倍にも上るとされている。また、同年の人口10万人当たりの自殺者数を本市に当てはめてみると、全国では24人、本市が21.1人でやや平均を下回っているといえる。しかし、その前年と比較すると全国が24.4人であるのに対し、本市は19.5人であり、本市の状況は全国と比べ増加傾向にあった。とはいえ以後は、本市も自殺率で見れば低下傾向にあるものの、自殺者数は例年、200～300人程度で推移していて、依然として、自ら命を絶つ人が後を絶たない。また、人口の違いもあるので単純に比較はできないものの、本市は平成22年のデータでは自殺者数が全国市町村においてワースト8位である。更に、自殺対策白書によれば、15～34歳の死因の1位は自殺であり、無論、本市も例外ではない。</p> <p>その上、自殺は当事者周辺の5～10人程度には、心理的、社会的、経済的に深刻な影響を及ぼすといわれる。また、自殺の要因は個人的なものだけではなく社会的なものが複合的に重なっており、その対策も危機介入や困難状況への具体的支援だけでなく、安心して暮らせる社会構築まで一貫したものでなくてはならない。</p> <p>それゆえ、本市においても、自殺を個人の問題ではなく、社会全体で取り組む問題として、据えていく必要がある。</p> <p>自殺を考えている人は、そのような考えに至る以前に、変調をきたすなど何らかのサインを発していることが多いとされ、一人ひとりがこれに気付き対応できることの意義は大きい。</p> <p>そうした状況を踏まえ、自殺を防止するためには、行政はもちろん、市民が他人ごとではなく、我がことの問題として捉え直していかねばならない。</p> <p>そこで、議会が果たすべき責任は、行政が行う自殺対策への後押しをするだけでなく、市民が自殺への問題意識を醸成していくことにも寄与していくべきと思われる。</p> <p>以上より、議会として、「市民とともに自殺に追い込まれない社会をつくる」という強いメッセージを発信していくことが肝要と考え、本条例案の提出を検討すべきとの考えに至った。</p>		
<p><b>◎ 前文</b></p>	<p><b>1 条例の前文</b></p> <p>人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。</p> <p>自殺に至る背景には、個人的な要因だけではなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけではなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならない。</p> <p>そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。</p> <p>ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他の関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前文を新たに作成する。</li> <li>・ 「条例提案の背景」の中段の内容を取り入れる。</li> <li>・ 「条例の目的」との関係を整理する。</li> </ul>
<p><b>2 条例の目的</b></p> <p>上記背景を踏まえ、自殺対策に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、地域の実情を踏まえた自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の遺族等に対する支援の充実を図るとともに市民の自殺への問題意識を醸成し、もって市民が互いに支えあい、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p><b>2 条例の目的</b></p> <p>この条例は、自殺対策に関し、基本理念、市の責務、市民の役割のほか、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令文に適した表現にする。</li> <li>・ 前文との関係を整理する。</li> <li>・ 「市」と「地域」の用語の使い方を整理する。</li> </ul>
<p><b>3 条例の概要</b></p>	<p><b>3 条例の概要</b></p>	

5/22 提案資料	正副委員長骨子案	説明
<p>(1) 基本理念 自殺対策基本法に定める基本理念のほかに、自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるという認識に立ち、自殺対策を推進していく。</p>	<p>(1) 基本理念 自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。 (ア) 自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。 (イ) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。 (ウ) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。 (エ) 市及び関係機関等*の相互の密接な連携の下に行われるものとすること。</p> <p>* 関係機関等 … 国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関係する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自殺対策基本法の4つの基本理念も含めて具体的に表現する。</li> <li>・ 法令文に適した表現にする。</li> </ul>
<p>(2) 市の責務 ア 市は、基本理念にのっとり、関係機関等*と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施。 イ 市は、緊急的な対策を要するものについては、速やかに対応。</p> <p>* 関係機関等 … 国、神奈川県、周辺の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関係する者</p>	<p>(2) 市の責務 ア 市は、上記(1)の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとすること。 イ 市は、上記アによる関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとすること。 ウ 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令文に適した表現にする。</li> <li>・ 各区又は地域の実情への配慮に言及する。</li> <li>・ 緊急的な対策について、対象となる事象を想起しやすい表現とする。</li> </ul>
<p>(3) 事業主の責務 自殺対策基本法に定める事業主の責務のほかに、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、メンタルヘルスや自殺に対する正しい理解を深めることに努める。</p>	<p>(3) 事業主の責務 ア 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとすること。 イ 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令文に適した表現にする。</li> <li>・ 心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずることに言及する。</li> </ul>
<p>◎ 項目の追加（医療、福祉などのサービスの提供者の責務）</p>	<p>(4) 保健医療サービス等を提供する者の責務 ア 保健医療サービス、福祉サービス等（以下「保健医療サービス等」という。）を提供する者は、自殺対策に直接関係する、又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとすること。 イ 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとすること。</p>	<p><del>【検討事項】</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「<u>保険医療サービス、福祉サービス等を提供する者の責務</u>」について、規定を設ける。</li> </ul>
<p>(4) 学校等教育機関の責務 学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、メンタルヘルス、いじめおよび自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関等、保護者等と連携しながら、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を送れるよう、また教職員が心身ともに健康で職務に従事できるよう適切な措置に努める。</p>	<p>(5) 学校等の責務 ア 学校その他これに類する教育機関（以下「学校等」という。）は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとすること。 ↓ <b>原文のとおりとする。</b> イ 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、上記アの問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令文に適した表現にする。</li> <li>・ 「事業主の責務」にならない、項目を2つに分ける。</li> <li>・ 自殺の背景にある心の健康、いじめ等の問題に関する支援について言及する。</li> <li>・ 教職員には言及しない。</li> </ul>
<p>(5) 市民の責務 市民は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、一人ひとりが自殺対策の担い手になれるよう努める。</p>	<p>(6) 市民の役割 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「責務」を「役割」とする。</li> <li>・ 法令文に適した表現にする。</li> </ul>
<p>(6) 財政上の措置 市は、この条例の目的を達成するために、必要な財政上の措置その他の措置を講じる。</p>	<p>(7) 財政上の措置等 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努め</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の他の条例の表現に合わせる。</li> </ul>

5/22 提案資料	正副委員長骨子案	説明
<p>(7) 自殺総合対策基本計画の策定等 ア 市は、地域における自殺の実態を把握し、その実情に応じた自殺対策を総合的に推進するため、自殺総合対策基本計画を定め、次に掲げる基本的施策を実施。 (ア) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供 (イ) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進 (ウ) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 (エ) 心の健康保持に係る体制の整備 (オ) 医療提供体制の整備 (カ) 自殺発生回避のための体制の整備及び充実 (キ) 自殺未遂者に対する支援 (ク) 自殺者の親族等に対する支援 (ケ) 民間団体の活動に対する支援</p> <p>イ 市は、上記計画の策定にあたり、国の自殺総合大綱にならった形で、自殺対策の数値目標を示すものとする。</p>	<p>るものとする。</p> <p>(8) 自殺対策総合推進計画の策定等 ア 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画（以下「自殺対策総合推進計画」という。）を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。 (ア) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供 (イ) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進 (ウ) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 (エ) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備 (オ) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備 (カ) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実 (キ) 自殺未遂者に対する支援 (ク) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援 (ケ) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援</p> <p>イ 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、<u>自殺による死亡率について目標を定めるものとする。</u> ↓(修正) <b>イ 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の名称をアで説明している表現に合わせる。</li> <li>・ 執行機関の具体的な事務になるので、主語を「市長」とする。</li> <li>・ 「市」と「地域」の用語の使い方を整理する。</li> <li>・ 法令文に適した表現にする。</li> <li>・ それぞれの施策の内容を正確に表現する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数値目標について、市の状況に応じたものとする。</li> </ul>
<p>ウ 市は、上記計画の策定及び施策の実施にあたっては、次の事項に留意する。 (ア) 地域の実情に配慮すること。 (イ) 市内企業などの市民の経済活動に関わる機関、教育に関わる機関、精神保健に関わる機関等の連携を強化すること。 (ウ) 弁護士、司法書士、薬剤師、理容師等業務の性質上、ゲートキーパー*としての役割が期待される職業について、メンタルヘルスや自殺予防に関する知識の普及に資する情報提供等、当該職業の団体に必要な支援を行うこと。 (エ) 市民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図ること。</p> <p>※ ゲートキーパー … 悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人</p>	<p>(9) 留意事項 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及び施策の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 (ア) 各区又は地域の実情に配慮すること。 <del>(イ) 事業主、学校等、精神保健に関する機関等の相互の連携を強化すること。</del> (削除) <del>(ウ) (イ) 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及し、又は自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ若しくは話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、若しくは当該兆候を示した者を見守る役割を、業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。</del> <del>(エ) (ウ) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、上記(ウ)(イ)の役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及を図られるようにすること。</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の策定だけでなく、施策の実施にも及んでいるため、項目を独立させる。</li> <li>・ 執行機関の具体的な事務になるので、主語を「市長」とする。</li> <li>・ 法令文に適した表現にする。</li> <li>・ 「各区」と「地域」の用語の使い方を整理する。</li> <li>・ 市内企業、教育に関わる機関について、この条例骨子案の他の項目で使用している表現に合わせる。</li> </ul> <p><del>【(ウ)の具体的職業の列記については、検討事項】</del></p>
<p>(8) 計画の推進状況の評価と報告等 市は、計画の推進状況の適切な評価に努め、その評価と市における自殺の状況の概要を毎年、議会へ報告し、及び公表するものとする。</p>	<p>(10) 評価及び報告書の作成等 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び上記(8)のイの目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の法律等の表現方法を参考にしたものとする。</li> <li>・ 数値目標にも言及する。</li> </ul>
<p>(9) 自殺対策を総合的かつ円滑に推進するための体制の整備 市は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、関係する執行機関の事務部局が密接な連携と協力により自殺対策に取り組める体制を整備するよう努める。</p>	<p>(11) 連携のための仕組みの整備 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市以外の第三者（関係機関等）を交えた仕組みを整備する内容とする。</li> </ul>
<p>◎ 項目の追加（条例の見直し）</p>	<p><del>(12) 検討</del> <del>市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</del> (削除)</p>	<p><del>【検討事項】</del></p>
<p>4 条例施行予定日 未定</p>	<p>4 条例施行予定日 未定</p>	